Westlaw Japan

判例検索の効率を高める機能の利用例

Westlaw Japan には、国内最大規模であるおよそ 32 万件（*1）の判例が収録されています。膨大な判例を活用する場面には、①特定の 1 件の判例を見出す場面と、②条件を満たす判例「群」をリストアップする場面があります。特に、後者は「複数の事件を読んで判断」する必要がある場面などがそれにあたります。いずれの場面も、一般的な調査・検索の方法として、キーワード検索が頭に浮かびますが、これは目的と関係のない判例も含まれやすく、調査時に頭を悩ませた経験をされたことも少なくないと思います。本製品には、これらの問題を回避すべく、各種機能が実装されています。

本ガイドでは、具体的な調査事例を通じて、検索の効率性を大幅に高める方法をご紹介していますので、ぜひ、日々の検索にお役立てください。

*1 2023 年 10 月 13 現在、305,750 件。なお、本ガイドにおけるヒット件数は 2023 年 10 月 13 日時点のものです。

目次	利用する機能	ページ
1. はじめに（調査テーマ/方針…場面設定）	フリーワードと参照条文	2
2. キーワードの選定と検索条件の工夫		2
（1）調査テーマからのキーワードの切り出し	フリーワード	2
（2）他の条件での置き換え	参照条文	2
（3）検索条件の拡張	フリーワード：OR 条件	3
3. 調査目的で検索結果リストを並び替える	審級順、PowerSort（重要判例順）、キーワード頻出順	4
4. ヒットした判例を起点とした調査	新判例体系、裁判経過、引用/被引用/関連判例	6
【参考】判例付き六法のように法体系に沿って検索する	新判例体系	8
5. より詳細なキーワード検索	PRO サーチ	10
6. おわりに		11

1. はじめに（調査テーマ/方針…場面設定）

本ガイドでは、次のテーマを題材に判例を調査しようとしています。同テーマについての著名事件の存在の有無（あるいは、関連する判例の存在の有無）を知らない前提で、以下の調査方針に沿って調査を進めていく際の調査の方法についてご紹介しています。

なお、実際には、本テーマについての最高裁判例として、平成 8 年 11 月 12 日 最高裁第三小法廷判決 平 8（オ）1056 号がありますので、これをここでの“著名事件”としています。

調査テーマ　「複数契約の 1 つに債務不履行があった場合に、他の契約まで解除できるか」

＜調査方針と作業順序＞

1．最初から網羅的なリストは作らず、著名事件がありそうであれば、それをまず読みたい。
2．１で特定した著名事件から、関連する他の判例を簡単にリストアップできれば、それを行う。
3．１・２で見出したキーワードが別にあれば、それを使って網羅的な判例のリストアップも行う。

2．キーワードの選定と検索条件の工夫

特定できていない判例を調査する際に念頭に置くポイントとして、①目的となる判例が、検索条件の外側にないことと、②読んで判断するために件数が多過ぎないこと、の両面を考慮する必要があります。

（1）調査テーマからのキーワードの切り出し ＜フリーワード＞

「複数契約、1 つ、債務不履行、他の契約、解除」が候補となる可能性がありますが、実際には、「複数契約、債務不履行、解除」になりそうです。

（2）他の条件での置き換え ＜参照条文＞

上記②に関して、キーワード検索は「文字列が合致したものを拾う」ため不要な結果が含まれがちです。そこで、他の条件項目で代替できるものは、そちらでカバーするようにします。

本事例では：

「債務不履行があった際に契約を解除（できる）」

→民法 541 条で規定する内容

→“参照条文”の法令名に民法、条番号に 541 条を入力することで置き換えます。

（今回は 1 か条ですが、複数の法条を指定することもできます。なお、事前に法令調査は必要になります。）

（3）検索条件の拡張　＜フリーワード：OR 条件＞

同じく、①に関して、特にキーワードによる条件設定では、1 つの言葉では概念全体を指し示さないため、OR 条件等を使って範囲を広げておく必要があります。例えば、本事例で複数契約の解除に関する判例を探すにあたり、「複数(契約)」の表現に対して、「複合(契約)」、「混合(契約)」などの言い回しも考えられますから、「複数」以外の言葉で記述されている場合も検索結果に含まれるよう、これらを「OR」条件で並列します。本事例では：

複数契約　→　複数契約□or□複合契約□or□混合契約　　＊□＝スペース

となります。

以上をまとめると、検索条件は以下の通りとなります。

検索項目	指定内容
キーワード	複数契約 or 複合契約 or 混合契約 ＊「OR」の前後はスペースで区切ります
参照条文	民法　第 541 条 ＊法令名は、この場合は、完全一致で構いません。

検索条件の入力例

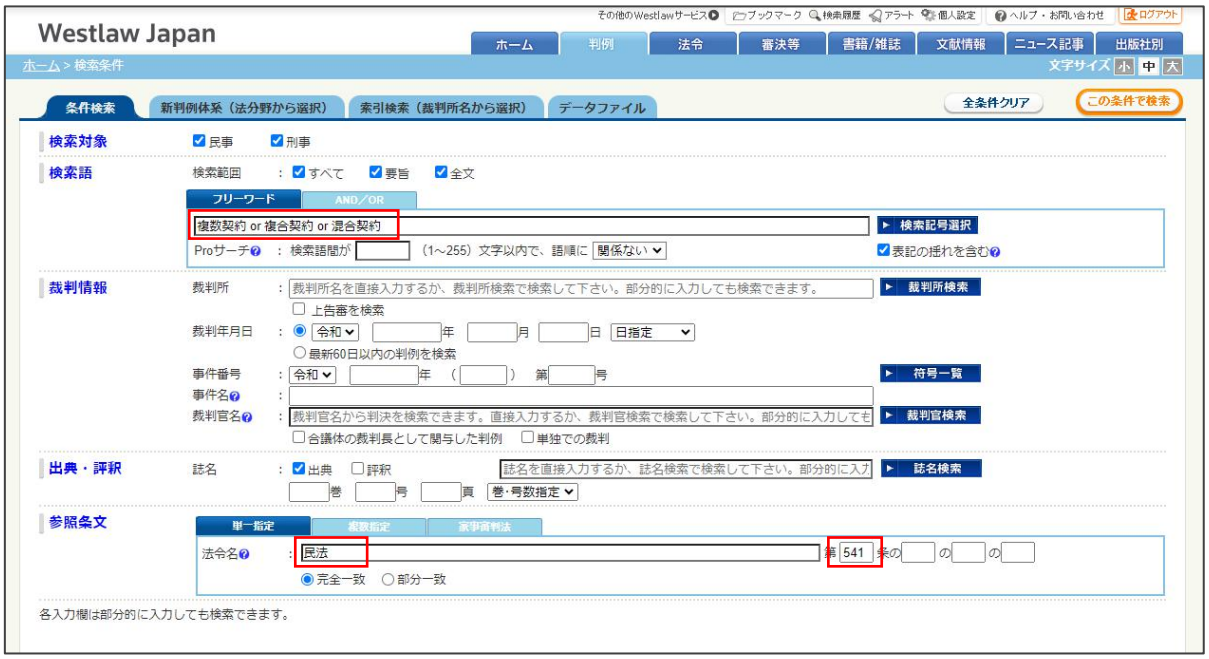

上記の条件で検索を行うと、14 件の判例がヒットします。既にかなり絞り込まれているので、ヒットした判例を見ていくこともできます。

実際の検索の場面では、ヒット件数やヒットした判例の内容を見て、適宜、検索条件を調整します。

3．調査目的で検索結果リストを並び替える

＜審級順＞＜PowerSort（重要判例順）＞＜キーワード頻出順＞

調査の内容や目的によって、検索結果を「PowerSort（重要判例順）」や「キーワード頻出順」などで並び替えます。並び順の変更は、画面左上のプルダウンから行います。

本事例の調査方針として「１．著名事件がありそうであれば、それをまず読みたい。」というものがありますから、ここでは、その目的に応じて「PowerSort（重要判例順）」で並び替えます。

並び順を変更するプルダウン

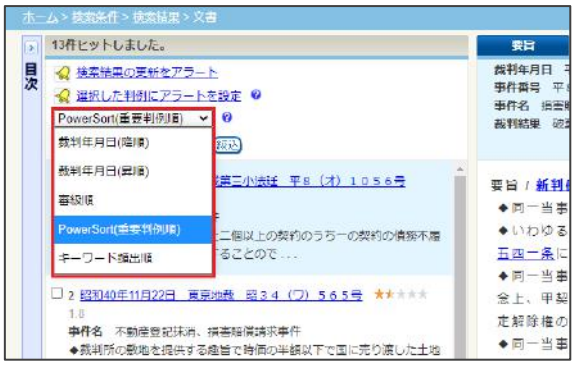

【解説】並び順の特徴

並び順	特　徴
審級順	裁判所の審級の高い方から並べ替えます。
PowerSort（重要判例順）	出典・評釈、引用判例、被引用判例等の内容と数から独自に算出した重要度順に並び変わります。 検索結果がある程度絞り込まれている状況で、重要判例を見つけるのに適しています。
キーワード頻出順	検索したキーワードに対して、関連性が高そうなものがより上位になります。 判例に含まれる検索キーワードの数だけではなく、全判例を通してより特徴的なキーワードをより多く含むかを計算して関連性を判断します。

※規定の並び順は、個人設定画面から変更することができます。

「PowerSort（重要判例順）」での並び替え結果と要旨

1 件目の要旨を確認すると、今回の目的に合致しそうな判例であることが分かります。（これは、本ガイド冒頭にて“著名判例”として記載した最高裁判例です）

今回の例では、１件目に目的の判例がヒットしましたが、必ずしも 1 件目にヒットしているとは限らないため、検索結果リストを上から順に確認していき、適宜、検索画面に戻って検索条件を調整します。

4. ヒットした判例を起点とした調査

＜新判例体系＞＜裁判経過＞＜引用/被引用判例＞＜関連判例＞

目的に合致しそうな判例が見つかったら、その判例を起点として、さらに関連判例や後続する判例を調べることが可能です。これらの調査は判例の「要旨」タブから行います。

「要旨」タブの項目	特　徴 ＊下の画面イメージはいずれも抜粋です。
要旨／ 新判例体系	現在閲覧している判例が「新判例体系」に掲載されている場合は、項目名の「新判例体系」部分がリンクとなります。ここから、新判例体系の該当の分類に遷移して、新判例体系で同種の判例を探すことができます。 要旨タブの「新判例体系」をクリックしたところ 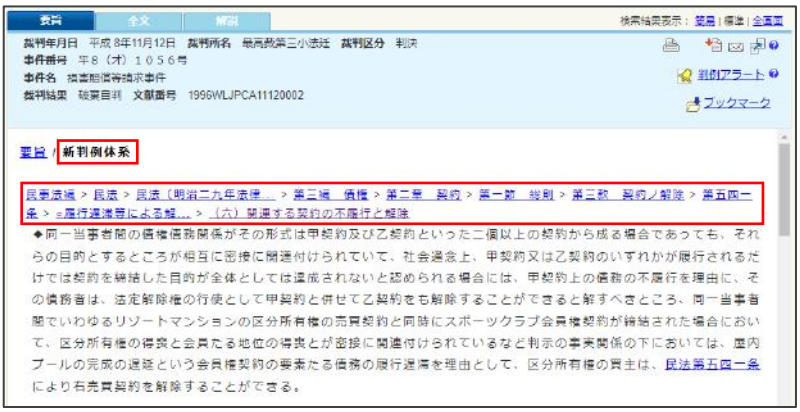 ↓上図の新判例体系のカテゴリー名をクリックして遷移 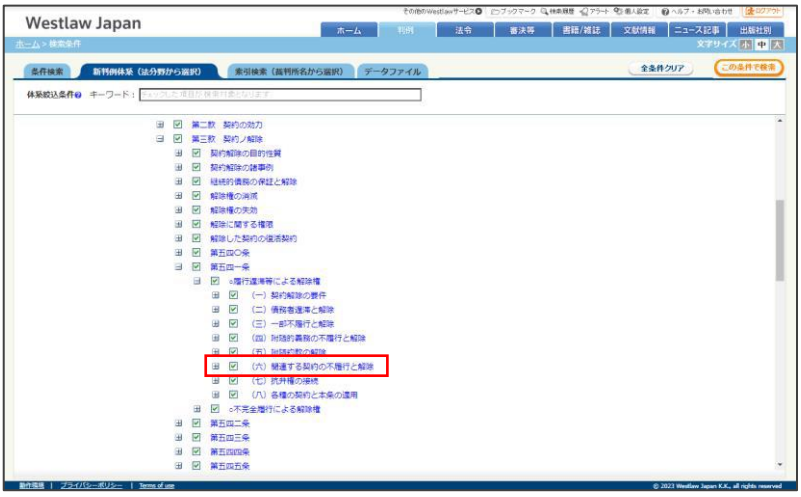

<table>
<tr><td>裁判経過</td><td>現在閲覧している判例の上級審、下級審が収録されている場合は、それらにリンクします。
本事例では、最高裁判例がヒットしているため、控訴審、第一審がリンクされています。これらの判例は、詳細な事実関係を確認して判例の射程を詳細に検討することに役立ちます。
 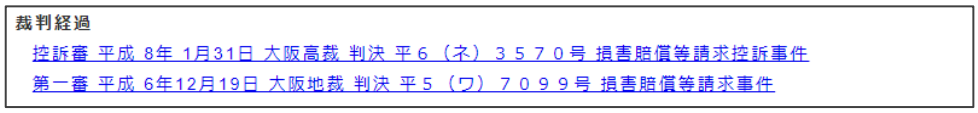
</td></tr>
<tr><td>出典・評釈</td><td>リンクされている解説記事に、関連判例が紹介されていることがあります。
 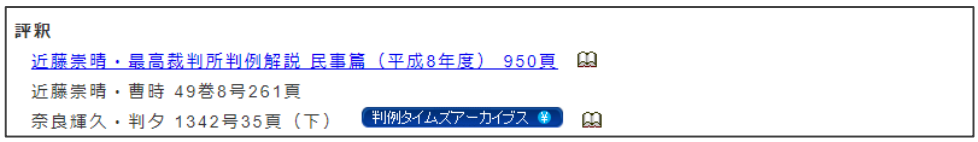
</td></tr>
<tr><td>参照条文</td><td>「⇒ この法令を参照する判例」リンクから当該条文を参照条文に持つ判例を検索することができます。条件検索画面の参照条文と同じ検索を行います。
 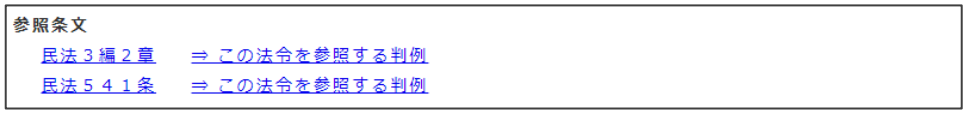
</td></tr>
<tr><td>引用判例／
被引用判例</td><td>【引用判例】
現在閲覧している判例が引用した、過去の判例はここに表示されます。現在閲覧している判例が、最高裁判例に後続する判例である場合、元となった最高裁判例を参照して、その理論構成や判断基準を確認することができます。
【被引用判例】
現在閲覧している判例が、後に引用された場合、ここに引用元の判例が表示されます。（つまり、閲覧中の判例からの逆引きを行う。）爾後の判例の積み重ねから、判例の射程範囲や、類似の事案へのあてはめ等を検討することができます。
 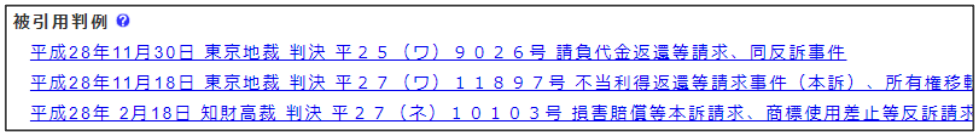

【引用の方向】
矢印の起点が引用した側、終点が引用された側です。
 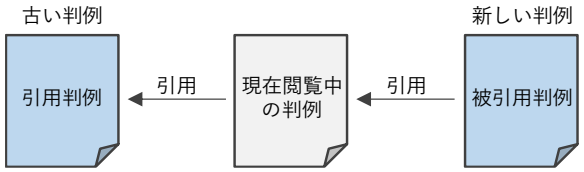
</td></tr>
</table>

関連判例	引用関係は無いものの、現在閲覧している判例に関連する判例が表示されます。 関連判例 平成 5年 7月13日 東京高裁 判決 平４（ネ）２９８０号 資金等返還請求控訴事件 平成 4年 7月27日 東京地裁 判決 平３（ワ）１７６３０号 出資金等返還請求事件 昭和43年 2月23日 最高裁第二小法廷 判決 昭４０（オ）１４３９号 所有権移転登記抹消登記手続請求事件

【参考】判例付き六法のように法体系に沿って検索する ＜新判例体系＞

上記では、検索結果の画面から、「新判例体系」を閲覧し、同じ論点を含む別判例をピックアップしていますが、調査を始める段階で、判例付き六法のように、法体系や論点に沿って判例を探すことも可能です。その場合は、「判例」タブをクリックして、「条件検索」タブの右隣にある「新判例体系」タブを選択します。法分野→法令名→(編や節など→)条→論点の順に階層を降って指定します。法分野や論点名へのキーワード検索も可能です。

「新判例体系」は、判例の有無が分かっていない場合の 1 つの有用な検索手段となります。

2020 年 9 月現在、8 万件を超える（*2）判例が分類されており、順次新しい重要判例が追加されています。

*2 民事法編：約 39,000 件、公法編：約 24,000 件、刑事法編：約 26,000 件の判例が分類されています。（複数の分野に掲載されている判例は重複してカウントしています。）

【検索方法】

- 判例の検索画面にある「新判例体系（法分野から選択）」タブをクリックします。
- 今回のテーマについては、民法 541 条（契約の解除）の解釈が問題となるため、新判例体系の民法以下にある、同条のカテゴリーを確認します。
- 「第五四一条 ＞ ○履行遅滞等による解除権 ＞ （六）関連する契約の不履行と解除」のカテゴリーに、上記最高裁判例が掲載されています。判例またはカテゴリー名をクリックして、判例を閲覧することができます。

新判例体系の画面

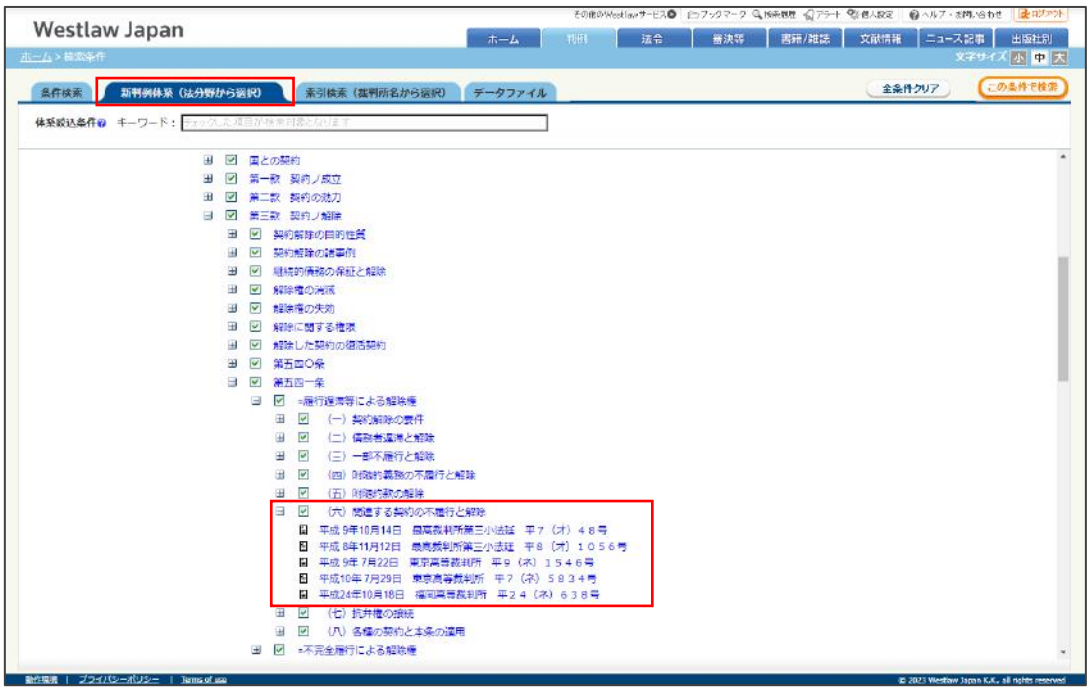

なお、「新判例体系」は重要判例を見つける強力な検索方法ですが、すべての収録判例が分類されているわけではありません。また、該当するカテゴリーを判断するよりもキーワード等による条件検索を行った方が効率的である場合もあります。従って、これらを適宜使い分けたり併用することをおすすめします。

5. より詳細なキーワード検索

＜PRO サーチ＞

上記１～４までの調査で、当初方針の１：著名判例を読む、および、2：著名判例からの関連判例の調査が終わりました。しかし、最初に検索を行った際のキーワードの条件：「複数契約 or 複合契約 or 混合契約」という言い回しに対して、実際の最高裁判例では、「複数」・「複合」という文言は無く「混合」だけであった一方、「二個以上」といった言葉で表現されています。

より正確な調査を行うため、これらの文言も含めて検索条件を構築することを検討します。具体的には：

複数 → **複数、複合、混合** に加えて、
二個以上 → **二個以上、別個、個別** などを含めた検索式ということになります。

上記の通り、OR 条件で、「複数契約 or 二個以上の契約 or …」とすることもできますが、途中に「てにをは」が入るなど、条件として心許ない部分が発生しています。こうした場合には、これらのキーワードの文字間と出現順を指定する検索方法を試みます。（キーワードの文字間と出現順を指定する機能を「PRO サーチ」機能と呼びます。）

・キーワード　：　（二個□or□別個□or□個別□or□複数□or□複合□or□混合）□ 契約
　＊□はスペース。
・PRO サーチ　：検索語間が「5」文字以内で、語順に「従う」

検索項目	指定内容
キーワード	（二個 or 別個 or 個別 or 複数 or 複合 or 混合）契約 ＊「契約」の直前にスペースを入れます。キーワード欄のスペースは、通常は「AND」条件として動作しますが、PRO サーチを使用すると、ここが指定された文字数以内として検索されます。
PRO サーチ	検索語間が「5」文字以内で、語順に「従う」
参照条文	民法　第 541 条 ＊元々入力していた条件として。

この条件で検索し直すと、114 件の判例がヒットします。

最初の検索条件に対して、母数が増えるような条件になっていますので、上記の最高裁判例に密接に関連する判例が含まれていないか、念のため、前述のように並び替え機能を活用して確認します。

なお、PRO サーチをはじめとした各種コネクターの使い方については、活用ガイド 判例の検索項目の活用方法をご覧ください。

6. おわりに

本ガイドでは、判例の有無が不明である前提で、各種検索機能、並び変え機能、要旨タブからのリンク機能を組み合わせて目的の判例を検索する方法をご紹介しました。このように、各機能を組み合わせて使用することで、膨大な判例の中から、目的の判例を確実かつ効率的に探すことが可能です。ぜひ、これらの機能を日々の判例検索にご活用ください。

○ ヘルプサイトでは、様々なマニュアル・ガイドをご案内しております。ぜひご活用ください。
ヘルプサイトはこちら　https://www.westlawjapan.com/cs/help/manual/
○ 製品のログイン URL のご案内
ID アクセスのお客様：https://go.westlawjapan.com/wljp/app/signon/display
IP アクセスのお客様：個別の専用 URL となります。ご契約担当者様にお問い合わせください。
○ 本ガイドの著作権はトムソン・ロイター株式会社に帰属します。本ガイドの全部または一部の無断転載を禁止いたします。
○ お問い合わせ先
お問い合わせフォーム：https://www.westlawjapan.com/form/support/
E-mail：support@westlawjapan.com

改訂：2023 年 11 月 17 日